



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
8月18日
第437号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 公 告

指定管理者公募公告(県民活動生活課).....	1
国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課).....	2
環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告(環境政策課).....	3
環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告(環境政策課).....	3
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	4
落札者決定の公告(警察本部会計課).....	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(高島).....	5
○ 公安委員会告示	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名の変更(警察県民センター).....	6

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立県民交流センターについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立県民交流センター(以下「県民交流センター」という。)
- (2) 所在地 大津市におの浜一丁目1番20号
- (3) 施設の設置の目的 生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設として設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成10年滋賀県条例第35号)第2条に規定する県民交流センターが行う業務
- (2) 県民交流センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県民交流センターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県民交流センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年8月18日(金)から令和5年10月6日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和5年10月6日(金)午後5時15分必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県総合企画部県民活動生活課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-

3419

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月18日(金)から令和5年10月6日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会 令和5年9月4日(月)に県民交流センターにおいて現地説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

国土調査の成果の認証公告

長浜市高月町東物部の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成31年4月から令和5年1月まで
- 3 成果の名称 長浜市高月町東物部の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市高月町東物部の一部
- 5 認証年月日 令和5年8月4日

国土調査の成果の認証公告

長浜市西浅井町野坂の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 令和2年4月から令和5年1月まで
- 3 成果の名称 長浜市西浅井町野坂の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市西浅井町野坂の一部
- 5 認証年月日 令和5年8月4日

国土調査の成果の認証公告

彦根市新海町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 彦根市
- 2 調査を行った時期 平成26年7月から令和2年2月まで
- 3 成果の名称 彦根市新海町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 彦根市新海町の一部
- 5 認証年月日 令和5年8月4日

国土調査の成果の認証公告

彦根市新海町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 彦根市
- 2 調査を行った時期 平成30年7月から令和4年2月まで
- 3 成果の名称 彦根市新海町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 彦根市新海町の一部

5 認証年月日 令和5年8月4日

国土調査の成果の認証公告

米原市入江4地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 米原市
- 2 調査を行った時期 令和元年5月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称 米原市入江4地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 米原市入江4地区
- 5 認証年月日 令和5年8月7日

国土調査の成果の認証公告

米原市長沢2地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 米原市
- 2 調査を行った時期 令和2年11月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称 米原市長沢2地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 米原市長沢2地区
- 5 認証年月日 令和5年8月7日

環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第16条第2項の規定に基づき、株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見に対する見解書が株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨から送付されたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該見解書を縦覧に供する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨
京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
- 2 対象事業の名称等
 - (1) 名称 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業
 - (2) 種類 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業(高さ60m以上かつ延べ面積50,000㎡以上)(滋賀県環境影響評価条例別表第16号)
 - (3) 規模 建築物の高さ100m未満
延べ面積(許容容積対象面積) 約59,996.46㎡
- 3 対象事業実施区域 守山市浮気町300番地24他(住居表示)
- 4 見解書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県南部環境事務所(草津市草津三丁目14番75号)
守山市都市経済部企業立地推進課(守山市吉身二丁目5番22号)
滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/304581.html>)
- 5 見解書の縦覧の期間および時間 令和5年8月18日(金)から令和5年9月19日(火)までの各縦覧場所における執務時間内

環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告

株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨から送付のあった、株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第17条第1

項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 公聴会の日時および場所 令和5年9月30日(土)午後3時から 守山市吉身三丁目2番8号 吉身会館・公民館 大会議室
- 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
- 対象事業の名称等
 - 名称 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業
 - 種類 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業(高さ60m以上かつ延べ面積50,000㎡以上)(滋賀県環境影響評価条例別表第16号)
 - 規模 建築物の高さ100m未満
延べ面積(許容容積対象面積) 約59,996.46㎡
- 対象事業実施区域 守山市浮気町300番地24他(住居表示)
- 公聴会において意見を聴こうとする事項 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書または見解書に関する環境の保全の見地からの意見
- 公聴会における意見の申出に関する事項 公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより公述申出書(以下「書面」という。)を知事に提出しなければならない。
 - 書面を提出することができる者 滋賀県内に住所を有する者
 - 提出する書面の内容 述べようとする意見の要旨ならびに住所、氏名、年齢および意見を述べるために必要な時間を記載すること。
 - 書面の提出期間 令和5年8月18日(金)から令和5年9月20日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年9月20日(水)までに(5)に掲げる提出先に到着したものを有効とする。
 - 意見を述べることができる者の選定等 書面を提出した者のうちから公聴会で意見を述べることができる者を選定し、または意見を述べることができる時間を制限することがある。この場合には、その旨を書面を提出した者宛てに通知する。
 - 書面の提出先 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁本館4階

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

湖南省が令和5年8月18日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 公用携帯電話専用サーバシステム(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 落札者を決定した日 令和5年7月13日(木)
- 落札者の氏名および住所 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 関西支社 支社長 井上 睦宏 大阪府大阪市北区梅田一丁目10番1号 梅田DTタワー
- 落札金額 144,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年6月16日(金)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、鴨川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年8月18日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	廣 部 彰	高島市武曾横山2209番地
〃	林 重 作	同 所2218番地 1
〃	八 田 敬 一 郎	同 所2084番地
〃	中 村 昌 義	同 所2150番地
〃	八 田 康 治	同 所2091番地
〃	万 木 誠	同 所2213番地
〃	北 坂 靖 幸	同 所965番地
〃	内 田 康 雄	同 所526番地
〃	萬 木 直 彦	同 市鴨2114番地
〃	万 木 忍	同 所2187番地
〃	萬 木 義 昭	同 所1207番地
〃	水 谷 逸 男	同 所2743番地
〃	中 島 正 夫	同 市野田677番地
〃	木 津 稔	同 所712番地
〃	西 田 文 子	同 所757番地 5
〃	澤 正 良	同 所1164番地
〃	松 井 誠 一	同 市音羽649-1番地
〃	吉 田 和 生	同 市宮野328番地
〃	奥 谷 義 行	同 市安曇川町田中2845番地
〃	仁 保 博 安	同 所1132-10番地
〃	石 島 傳	同 市安曇川町中央三丁目7-10番地
〃	日 置 隆	同 市安曇川町三尾里412番地
監 事	廣 部 明 雄	同 市武曾横山2190番地
〃	林 清 和	同 市鴨2100番地
〃	野 田 耕 作	同 市野田1093番地
〃	平 尾 忠 雄	同 市安曇川町西万木1018番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	廣 部 彰	高島市武曾横山2209番地
〃	八 田 圭 一 朗	同 所2862番地 2
〃	八 田 雄 亮	同 所2094番地
〃	中 村 茂 夫	同 所2187番地
〃	中 村 一 夫	同 所2857番地
〃	渕 田 直 希	同 所2213番地
〃	赤 水 新 次	同 所1381番地
〃	兼 田 雅 信	同 所767番地

〃	萬 木 直 彦	同 市鴨2114番地
〃	山 本 敏 弘	同 市城山台一丁目1番地1
〃	萬 木 佐 登 志	同 市野田880番地15
〃	北 川 貴 士	同 市鴨2995番地
〃	中 島 勲	同 市野田1098番地1
〃	澤 正 秀	同 所714番地
〃	澤 喜 代 美	同 所742番地1
〃	澤 正 良	同 所1164番地
〃	松 井 誠 一	同 市音羽649番地1
〃	吉 田 郷 太 郎	同 市宮野128番地
〃	熊 谷 甚 一	同 市安曇川町田中2849番地
〃	仁 保 博 安	同 所1132番地10
〃	石 島 傳	同 市安曇川町中央三丁目7番地10
〃	日 置 克 己	同 市安曇川町三尾里623番地
監 事	廣 部 明 雄	同 市武曾横山2190番地
〃	加 藤 勝 己	同 市鴨2178番地2
〃	澤 新 治	同 市野田1091番地
〃	平 尾 忠 雄	同 市安曇川町西万木1018番地
〃	和 田 通	同 市武曾横山497番地2

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第80号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から代表者変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月18日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

犯罪被害者等早期援助団体	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター	山 田 尚 登	西 嶋 栄 治	令和5.6.10